

琵琶湖湖南流域水害に強い地域づくり協議会 規約

(名称)

第1条 本会は、「琵琶湖湖南流域 水害に強い地域づくり協議会」(以下「協議会」という。)と称する。

(目的)

第2条 本協議会は、大津市、草津市、守山市、栗東市、野洲市を対象として、専門的な学識経験等に基づく助言をいただきながら、琵琶湖沿岸及び野洲川等の洪水被害の回避・軽減を目指し、流域の住民自らが被害を回避・軽減できるような各種の流域対策について検討を行うものとする。

(協議会)

第3条 協議会には会長を置き、それぞれの委員の互選によって、これを定めるものとし、協議会の委員構成は別紙のとおりとする。

- 2 会長は、会務を総括する。
- 3 会長は、協議会の目的を達成するために必要と認めるときは、協議会に委員以外の者の出席を求めることができる。
- 4 会長は、協議会の下部組織として、行政機関の担当者によるワーキンググループを設けることができる。
- 5 行政委員は、出席できない場合は、代理を立てることとする。

(事務局)

第4条 協議会の事務局は、国土交通省琵琶湖河川事務所調査課、滋賀県土木交通部河港課及び流域治水政策室に置く。

- 2 事務局は、協議会の運営に関する事務その他の事務を処理する。

(雑則)

第5条 この規約に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

附 則

この規約は、平成16年 8月 3日から施行する。

この規約は、平成19年12月 6日に改訂